大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定 大阪府 株式会社ローソン

# 大阪府高齢者にやさしい地域づくり推進協定

大阪府(以下「甲」という。)と株式会社ローソン(以下「乙」という。)とは、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護など、高齢者の見守り等の推進を通じた高齢者にやさしい地域づくりの実現を図るため、次のとおり協定を締結する。

## (趣旨)

第1条 この協定は、大阪府における急速な高齢化の進展やひとり暮らし高齢者世帯及び認知症高齢者の増加等を見据え、乙の日常業務を通じて、認知症に対する正しい知識の普及・啓発、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護、高齢者の孤立死や消費者被害の防止など、地域における高齢者の見守り等の推進を図るため、甲及び乙が協力して取り組み、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域づくりを実現することを目的とする。

# (甲の役割)

第2条 甲は、府内の市町村に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、 市町村における取組みが円滑に行われるよう、助言や情報提供等の必要な支援に努めるものとする。

#### (乙の役割)

- 第3条 乙は、大阪府内の直営店舗及び乙とフランチャイズ契約を締結したオーナーの加盟店舗(以下、これらを併せて「店舗等」という。)に対してこの協定の趣旨の周知を図るとともに、店舗等における高齢者見守り等が円滑に行われるよう、次の各号(以下「高齢者見守り活動等」という。)の業務に可能な範囲で取り組むように努力する。なお、乙は、店舗等にこの協定を履行するように求めるが、フランチャイズ契約等の制限から、履行を強制することが困難な場合があることを甲は予め承諾するものとする。
  - (1) 認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護 こは、認知症徘徊行動等による行方不明高齢者等の早期発見・保護を図 るため、高齢者等が行方不明になったときに、市町村等からの通報を受け て当該高齢者等を探索する「SOS見守りネットワーク」への参画に努め るものとする。
  - (2) 認知症に対する正しい知識の普及・啓発等

- ① 乙は、従業員に対し、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り、支える認知症サポーターを養成する「認知症サポーター ・養成講座」の受講を推進するように努めること。
- ② 乙は、認知症に対する正しい理解の促進や高齢者を狙った悪質商法からの被害防止等を図るため甲及び府内市町村が提供するポスターの店頭等への掲示及びリーフレット・チラシの配布並びにステッカーの配達車両等への貼付等に努めること。
- (3) 高齢者の見守り・安否確認等
  - ① 地域における高齢者の見守り・安否確認活動に努めること。
  - ② 日常の買い物が困難な高齢者等の買い物支援に努めること。
  - ③ 高齢者等の消費者被害の兆候を察知したときは、消費生活センター等関係機関に適切につなぐなど、地域における見守り支援に努めること。
- (4) 高齢者及び若年性認知症者の雇用の促進 乙は、高齢者及び若年性認知症者の雇用に努めるものとする。
- (5) 地域活動支援等

乙は、介護予防や高齢者虐待防止など、甲及び府内市町村の高齢者施策 や地域活動支援にできる範囲で協力できるように努めるものとする。

### (費用の負担)

第4条 前条各号に規定する高齢者見守り活動等に要する費用は、乙の負担と する。

#### (免責)

第5条 乙及び店舗等(店舗等の従業員も含む。)は、第3条各号に規定する高齢者見守り活動等ができなかった場合、又は遅れた場合に、高齢者に生じた問題について何らの責任も負わないものとする。

## (個人情報の保護)

第6条 甲及び乙は、乙における高齢者見守り活動等を通じて知り得た個人情報を第三者に漏らし、又はこの協定の目的以外に利用してはならない。この協定の有効期間終了後も同様とする。

### (相互連携)

第7条 甲及び乙は、この協定に定める事項の円滑な推進を図るため、情報交換を行うなど、相互の連携の強化に努めるものとする。

# (協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、 甲乙協議の上決定する。

## (有効期間及び中途解約)

第9条 この協定の有効期間は、平成27年9月18日から平成28年3月31日 までとする。

ただし、有効期間満了の日の1か月前までに、甲又は乙のいずれかから契約 解除の申し出のないときは、この協定を当該有効期間満了の日から起算して1 年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

2 甲又は乙は、事前に1か月前に相手方に通知することにより、この協定を 中途解約することができる。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、 各自その1通を保有するものとする。

平成27年9月18日

甲 大阪府大阪市中央区大手前二丁目1番22号 大阪府

大阪府知事 松井 一郎

乙 東京都品川区大崎一丁目11番2号 株式会社ローソン

代表取締役 玉塚 元一